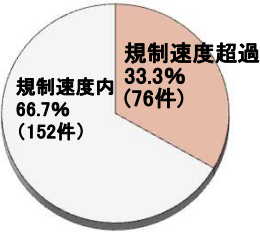


大分県警察速度管理指針

この指針は、速度抑制による交通事故の抑止と被害軽減を図るため、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等の総合的な対策を実施するに当たり大分県警察の基本的な考え方を示したものです。

総合的な速度管理の必要性

○交通事故の発生状況
3割以上が規制速度超過



※H25-H29の原付以上第1当(大分県)

○走行速度と視覚能力
・運転に必要な情報の90%以上が視覚に依存

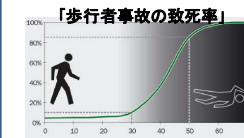
・速度が速くなればなるほど視野が狭小となり、歩行者等の見落としが発生し、重大事故になりやすい

40km/h 視野100度
70km/h 視野75度

【速度:増大→視野:狭小】

参照先 「Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners」

○走行速度と歩行者事故
・衝突時の速度が30km/hを超えると致死率が急激に上昇
・50km/hを超過では致死率が8割以上



【速度:増大→致死率:上昇】

参照先 「Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners」

○交通指導取締り等の効果
・動的取締りを行うと、死亡事故を4%、軽傷事故を16%減少させる効果

・静的取締りを行うと、死亡事故を14%、軽傷事故を6%減少させる効果

【指導取締り→事故減少】

参照先 「Elvik&Vaa(2004) p973」「Elvik&Vaa(2004) p970」

総合的な速度管理の内容

～道路の特性に応じた分類と速度管理の目標～

	生活道路 <small>(幅員5.5m未満の主として地域住民の日常生活に利用される道路)</small>	幹線道路 <small>(国道及び主要地方道)</small>	高速道路 自動車専用道路
速度管理の目標	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度超過の死亡事故は少ない ○ 致死率が低い ○ 歩行者や自転車の交通事故が非常に多く、うち半数近くが子供や高齢者 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度抑制と通過交通の流入抑制 ○ 通学路等歩行者や自転車の安全確保 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度超過の死亡事故が非常に多い ○ 致死率が高い ○ 四輪車の交通事故が多いうち8割近くが追突事故 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で円滑な道路交通の確保 ○ 規制速度の遵守 ○ 運転者の緊張感保持 	<p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 速度超過の死亡事故が多い ○ 致死率が非常に高い ○ 九州横断自動車道の交通事故が多い <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で円滑な道路交通の確保 ○ 規制速度の遵守 ○ 運転者の緊張感保持
主要対策	<p>(交通規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゾーン30による面的な速度規制 ○ 道路管理者と連携した交通安全施設等の整備 (通学路における歩道の幅幅・新設等) <p>(交通指導取締り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤時間帯や登下校時間帯における重点的な交通指導取締り ○ 速度抑制等を促すためのパトロール活動 ○ 自転車利用者に対する交通指導取締り ○ 可搬式速度違反自動取締装置での速度違反取締り <p>(交通安全教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者教育と街頭啓発活動 ○ 通過交通に対する広報啓発 	<p>(交通規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で円滑な交通に配慮した速度規制 ○ 道路利用者に見やすく分かりやすい交通安全施設の整備 (標識の大型化や信号機のLED化等) ○ 道路管理者と連携した交通安全施設等の整備 (カーブ箇所でのドットライン設置等) <p>(交通指導取締り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的な速度違反取締り ○ 規制速度の遵守を促すためのパトロール活動 <p>(交通安全教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者教育と街頭啓発活動 ○ 通過交通に対する広報啓発 	<p>(交通規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通環境(気象・渋滞等)に応じた迅速かつ的確な交通規制(速度規制・通行止め) <p>(交通指導取締り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点的な速度違反取締り ○ 規制速度の遵守を促すためのパトロール活動 ○ 先頭車両誘導による速度抑制 <p>(交通安全教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路管理者との連携による道路利用者に対する広報啓発
具体的な路線等の例示	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30による面的な速度規制を実施している地域 大分市下郡地区、別府市青山地区、中津市牛神地区、佐伯市城南地区、津久見市中央町地区等県下28箇所 ・高齢歩行者の事故が多発する地域として歩行者妨害の取締り等を強化する地域 由布市JR湯布院駅周辺、日出町佐尾周辺、日田市南元町周辺等県下36箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的な速度違反取締り等を実施する路線 国道10号、国道197号、国道210号等 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的な速度違反取締り等を実施する路線 九州横断自動車道、東九州自動車道等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各警察署において、交通事故実態の分析等に基づき、重点的に速度取締りを実施する路線・地域等を選定し公表 ・生活道路、幹線道路及び高速道路・自動車専用道路以外の道路においては、交通事故の発生状況や道路交通環境(道路整備等)の変化に応じた交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等を実施 		

注1 「致死率」=(死者数/(死者数+負傷者数))×100。

注2 「動的取締り」とは、パトロールによる取締りの実施、「静的取締り」とは、静止状態での速度違反取締り(定置式速度違反取締り)を意味する。

注3 「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制等により、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図るもの。

注4 「主要地方道」とは、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定した道路をいい、詳細については大分県ホームページ「道路建設課の大分県道路管内図を参照